I 事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1)地域の災害等リスク

ア 地域の概要・立地

本市は、山梨県の東部にあり、東京都心から約90km、県都 甲府市より約50kmの距離に位置している。面積は161.63kmで 標高は中心地で490m、周囲は1,000m級の美しい山々に囲ま れ、北東において大月市に、西で富士吉田市に開かれ、市の 東方面、峠越え道路により上野原市、道志村に連絡してい る。

市域の約84%は森林で占められる山岳地帯であり、平坦地は市域の中央を西から東に貫流している桂川流域に開けている。



本市の河岸段丘及び低地は、河成の砂礫層・砂層が積み重なってできており、その上に富士山から 降下した赤褐色粗粒の火山灰層(いわゆるローム層)が乗っている。ローム層の厚いところは乾燥し やすく、現在は畑地に利用されている。

猿橋溶岩流の上には、田原→上谷→下谷→四日市場→田野倉と連なる桂川沿岸の市街地が乗っている。溶岩の厚さはおおむね1.0~6.0mである。

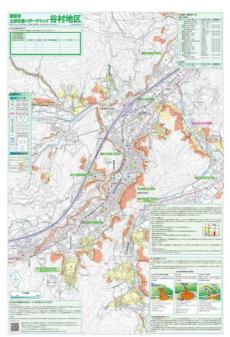
この溶岩流は、富士山から大月市猿橋町まで流下した大規模なもので、今から約8500年前のものである。富士山からは市内十日市場、小篠神社まで流下した溶岩流が別にあり、これを十日市場溶岩流という。

イ 想定される地域の災害等リスク

(土砂災害:都留市地域防災計画)

市内には386ヵ所の土砂災害警戒区域(うち、340ヵ所は土砂災害特別警戒区域を含む。)が指定されている。土砂災害警戒区域は、土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りが発生するおそれがある区域をいい、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域をいう。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、これら 土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝 達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難 体制を確立する。



当市のハザードマップ (中心部)

(洪水:山梨県洪水浸水想定区域図)

都留市内を流れる一級河川の桂川は、深い谷を流れる距離が長いため、甲府盆地内の河川に比べれば住宅地への影響は少ないが、それでも川面と住宅地の高低差が少ない河川沿いのエリアは河川が氾濫すれば浸水する区域がある。1000年に一度程度起こりうる想定最大規模の降雨で河川が氾濫した場合を想定した「山梨県洪水浸水想定区域図」によると、洪水が想定される区域は、高川と桂川が合流する小形山地区の一部(水深0.5~3m未満、一部5~10m未満)、国道139号とリニア実験線が交差する地点の南側-富士急行線禾生駅の北東約700mのエリア(水深0.5~3m未満、一部5~10m未満)、つる地内城山大幡付近のエリア(水深0.5~3m未満)、上谷地内城南橋周辺エリア(水深0.5~10m未満)、十日市場駅の北側(水深0.5~3m未満)、東桂駅の南側(水深0.5~3m未満)とされている。

なお、浸水想定区域は設定されていないが、一級河川桂川に流れ込む朝日川、菅野川、大幡川、鹿留川等の二級河川や小規模河川の流末等においても、これまでの台風にて越水の危険が報告されており、警戒が必要である。

(地震:都留市地域防災計画)

都留市に被害を及ぼす地震としては、次の3種類の地震が想定される。

(a) 東海地震(想定マグニチュード8.0)

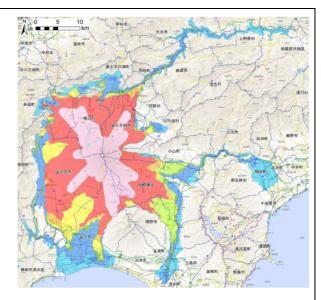
東海地震は、南海トラフの一部である駿河トラフを震源とする地震で、前回の東海地震からすでに約160年経過していることや東海地域周辺の各種の測地測量結果から、近い将来の発生が懸念されている。このため、昭和53年、大規模地震対策特別措置法が制定され、県下では、平成24年4月現在、本市を含む25市町村が「強化地域」に指定され、市内全域に大きな影響を及ぼすと考えられる。

- (b) 南関東直下プレート境界地震(南関東直下型地震)(想定M7.0) 南関東地域で相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震。設定地震モデルとして、 山梨県、神奈川県の県境を震源とした地震を設定した。
- (c) 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震
 - i 釜無川断層地震:山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす 被害が大きいと予想される地震(想定M7.4)
 - ii 藤の木愛川断層地震:山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震(想定M7.0)
- iii 曽根丘陵断層地震:甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる地震(想定M6.1)
- iv 糸魚川一静岡構造線地震:日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより、かなり 大きな規模の地震発生が予想され、山梨県に被害を及ぼすと予想される地震(想定M7.0)

(富士山噴火:富士山火山広域防災対策基本方針)

火山現象の種類は非常に多く存在するが、この計画が対象とする火山現象は、富士山火山広域防災対策基本方針で影響予想範囲が示され、緊急かつ広域的な対応が求められる次の火山現象の内、都留市において影響が想定されている火山現象とする。

- (a) 融雪型火山泥流 (積雪期のみ)
- (b) 噴石(小さな噴石)
- (c) 降灰
- (d) 降灰後土石流
- (e) 溶岩流(右図参照)



山梨県富士山ハザードマップより 「溶岩の到達時間別マップ|

(感染症:都留市新型インフルエンザ等対策行動計画)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症は、ウイルスの変異が繰り返されるため集団免疫の獲得が困難で、全国的、かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

平成26年2月に発生した大雪では、1mを超える積雪を観測し、交通網が途絶した。

(2) 商工業者の状況(令和3年4月1日現在)

・商工業者等数: 2,173 事業者

・小規模事業者数: 2,029 事業者

【商工業者数の内訳】

地区	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
東桂	342	328	一部地域に土砂災害特別警戒区域
谷村	936	899	一部地域に土砂災害特別警戒区域
禾生	424	365	一部地域に土砂災害特別警戒区域
盛里	69	64	一部地域に土砂災害特別警戒区域
三吉	155	141	一部地域に土砂災害特別警戒区域
開地	116	114	一部地域に土砂災害特別警戒区域
宝	131	118	一部地域に土砂災害特別警戒区域
合計	2,173	2,029	

【業種別内訳】

業種大分類	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業、林業	3	3	市内全域に分布
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	市内全域に分布
建設業	306	319	市内全域に分布
製造業	546	507	市内全域に分布
情報通信業	6	6	市内全域に分布
運輸、郵便業	33	31	市内全域に分布
卸売業、小売業	477	427	市内全域に分布
金融業、保険業	13	9	市内全域に分布
不動産業、物品賃貸業	144	140	市内全域に分布
学術研究、専門・技術サービス業	79	65	市内全域に分布
宿泊業、飲食サービス業	254	251	市内全域に分布
生活関連サービス業、娯楽業	153	142	市内全域に分布
教育、学習支援業	29	32	市内全域に分布
医療、福祉	55	34	市内全域に分布
複合サービス(他に分類されないもの)	2	1	市内全域に分布
サービス業 (他に分類されないもの)	71	61	市内全域に分布
合計	2,173	2,029	

(3)これまでの取り組み

ア 当市の取り組み

(a) 都留市地域防災計画の策定

当市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき「都留市地域防災計画」を定めるとともに、当市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に「都留市防災会議」を設置している。会議では、災害発生を想定した減災対策や災害発生時の対応等、総合的な防災減災対策について検討している。

(b) 第6次都留市長期総合計画による防災・減災に関する施策の推進

第6次都留市長期総合計画(2019年度~2026年度)では、将来像を「ひと集い 学びあふれる生涯 きらめきのまち つる」と定め、「基本構想V:安全・安心、コミュニティ分野~紡ぎます!人と人のつながりのまち」の中の「政策1:安心・安全のまちづくり(セーフコミュニティ)」、「施策2:地域防災力・減災力の強化」において、防災設備の充実、救急救命士の養成、防災対策の強化、救急体制の充実等を推進するとして、防災リーダーの講習会など人材育成・確保に取り組むとともに、災害や防災に関する広聴・広報活動により市民への防災意識の浸透を図り、防災訓練の実施にあたっては、市民の安否確認及び避難状況の確認(避難行動要支援者避難確認や白タオル掲示運動)など、自主防災組織が責任と権限を持つ実効性ある内容を盛り込むなど、身近なコミュニティ単位の危機管理能力の向上を目指している。

(c) 都留市事業継続計画(BCP)の策定

大規模地震災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる都留市役所の機能低下を最小限にとどめながら、市民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するため、「都留市事業継続計画(BCP)」を平成28年4月に策定した。本計画は、災害時に優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ抽出・特定するとともに、市役所自体も被災により制約を受ける状況下において、限られた資源を効果的、効率的に投入し、非常時優先業務がより高い水準で継続的に実施できるようにすることを目的とするものである。なお、この計画は、各課業務や人員の変更に伴い、随時更新していく。

(d) 都留市新型インフルエンザ等対策行動計画等の策定

国では平成17年に、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。本市においては、国及び県における「新型インフルエンザ対策行動計画」と整合性を保ちながら、平成21年6月「都留市新型インフルエンザ行動計画」を策定した。また、新型コロナウイルス感染症については、市職員の新型コロナウイルスへの大規模感染を想定し、市民の安全安心の確保と日常生活等への影響を最低限とするため、「都留市新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル」を新たに策定した。

(e) 総合防災訓練の実施

年1回、住民参加型の防災訓練を実施している。東海地震による災害を想定し、災害対策本部運営 訓練、市民避難訓練、避難所開設運営訓練、応急救護所開設運営訓練、安否確認・情報伝達訓練など を市、消防、自治会連合会などが参加し実施している。

(f) 防災、感染症等対策備品の備蓄

都留市地域防災計画に基づき備蓄品計画を定めており、備蓄品目については、食料や毛布、簡易トイレ、粉ミルク、哺乳瓶、生理用品、トイレットペーパー等の生活必需品を備蓄している。また、市民生活上必要な物資を確保するため、備蓄物資管理施設の管理者に対し情報伝達を行うとともに、協定を締結している店舗等に対しても物資調達の準備を要請できる体制整備を推進している。

(g) 災害時の一時避難場所の確保

市が指定する避難施設の他に、被災直後に避難し近隣住民の安否確認を行う一時避難所を自主防災 会ごとに定め、コミュニティ単位の防災力向上に努めている。

(h) ハザードマップの周知

山梨県が作成した都留市土砂災害ハザードマップをホームページに掲載している。

イ 当会の取り組み

(a) 事業者BCPに関する国の施策の周知

企業BCPの有無は取引先への信頼関係に影響し、会社経営・従業員の雇用維持・企業価値を高める武器でもあることを認識、理解していただくため、当会では小規模事業者に対し、「BCP策定シート」、「山梨県版BCP策定マニュアル」などを用い、専門家派遣を活用し企業支援を行ってきた。昨今では新型コロナウイルスへの対策が求められていることから、「感染症対策マニュアル作成

の手引き」を取り入れるとともに、当会情報発信ツールであるホームページや「商工会だより」を活用し、BPCの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

(b) 事業者BCP策定セミナーの開催及び個別講習の実施

当会では、平成24年度より小規模事業者を対象にしたBCPセミナーを開催してきた。中小企業診断士を講師に招き、「BCP作成の手引き」、「BCP策定シート」を活用する内容構成で、参加者がおかれているそれぞれの緊急度合に合わせ、職員のフォローアップと専門家派遣を活用し伴走型支援を実施してきた。

(c) 損害保険への加入促進

各損保保険会社と全国商工会連合会が業務提携し、「中小企業PL保険制度」、「ビジネス総合保険制度」、「全国商工会情報漏えい保険」、「業務災害補償プラン」、「商工会の休業補償制度」が運営される中で、山梨県商工会連合会との連携により、小規模事業者に対するリスク対策保険の普及・加入を促進している。

(d) 防災備品 (スコップ、懐中電灯、非常食等) の備蓄

発電機、簡易テント、ブルーシート、懐中電灯、ガスコンロ、窯、ライター、ゴミ袋、携帯ラジオ、予備電池、拡声器、工具、ハシゴ、軍手、スコップ、ポリバケツ、タオル等を備蓄している。

(e) 都留市地域防災計画の見直しに係る行政担当課との連携

都留市地域防災計画の改定時(年1回)に、都留市の同計画担当部局との間で、商工業者関係部分について見直し協議を行っている。

2 課題

現状では、都留市と商工会の緊急時の取り組みは、具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

さらに、災害復旧に備える災害保険の活用を提言できる当会経営指導員等職員も不足しているといった課題がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

(1) 事前災害のリスクの周知

地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

(2)被害の把握・報告ルートの確立

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害状況報告ルートを構築する。

(3) 速やかな被害拡大防止措置を行うための連携体制

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から 構築する。また、感染症のまん延に対しても、地域内における感染症発生時(「海外発生期」、「国 内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染症発生期」と細分化する。)には速やかに拡大 防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) リスクファイナンスを活用したBCP対策

巡回や窓口指導時に、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら 自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説 明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※対象共済·保険制度

(火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、会員福祉共済、商工貯蓄共済、自動車共済、他)

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

Ⅱ 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日~令和10年3月31日

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

当会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

毎年4月に改訂される「都留市地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

(a) 職員による周知

職員による巡回や窓口での経営指導の際に、山梨版BCP作成シートや全国連と東京海上日動火災 (株)が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCP ヒアリングシート、作成シート等を 活用し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策 (事業 休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等) について説明する。

(b) 広報等による啓発活動

商工会ホームページや市広報、市ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

(c)専門家の派遣

事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策 の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(d) 感染症対策の周知

新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。また、事業者に対して、マスク、消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(e) 緊急連絡先の把握

事業者の携帯電話番号などの万が一の際に連絡の取りやすい情報を取得・把握・情報共有する。

イ 当商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年3月までに作成

ウ 関係団体等との連携

- (a) 連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー や、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。
- (b) 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファインナス対策として各種 保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も行う。

エ BCP策定後のフォローアップ

BCPは策定してそのままになってしまうケースも多いことから、小規模事業者のBCP等の取り組み状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- (a) 自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。
- (b) 訓練は必要に応じて実施する。

(2)発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- (a) LINE等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。
- (b) 国内感染者発生後には、職員への体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- (c) 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、国や山梨県、都留市の打ち出す対策等に基づき、当会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

【被害規模状況の目安は以下を想定】

大規模な災害がある	・地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」
	等、比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」
	等、大きな被害が発生している。
	・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もしくは交通網
	が遮断されており確認がとれない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」
	等、比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」
	等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に2回程度共有する
2週間~3週間	1日に1回程度共有する
4週間~2ヶ月	3日に1回程度共有する
2ヶ月以降	1週間に1回程度共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行の場合、都留市が策定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務、リモートワークを導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ア 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- イ 小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。

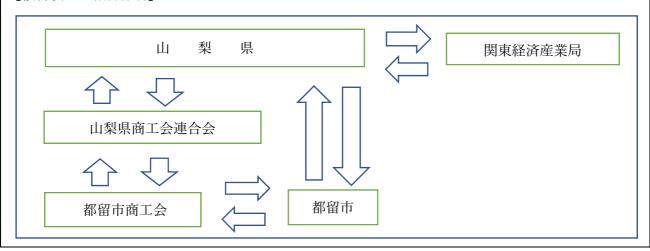
また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSV に出力した情報を市・県に対して迅速に報告する。

【把握する情報の範囲】(参照:中小企業庁被害状況報告要領)

項目	内 容		
① 事業所名(会員・非会員)	被害を受けた企業・事業所の名称		
② 住所	可能な限り地番まで記載。初期対応時は地区名等で可。		
③ 業種	(任意)		
④ 従業員数	(任意)事業主、家族従業者、役員を含む。		
⑤ 人的被害状況	・経営者 ・家族 ・従業員		
	(軽傷、重傷、行方不明、死亡)		
⑥ 物的被害状況	被害額 (円) (事業の再建に必要な額。概算で可。)		
	内訳		
	・土地(堆積土砂排除費、整地費)(事業用資産に限る)		
	・建物(事業用資産に限る)		
	・機械設備(コンピューターのプログラムデータを含む)		
	・商品、原材料、仕掛品等		
⑦ 現場写真等	被害を受けた状況を示すもの		
⑧ その他	企業の業種、必要な物資、要望事項等		

- ウ 自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- エ 当会と当市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算 定方法について、あらかじめ確認しておく。
- オ 当会と当市が共有した情報を整理し「山梨県総合防災情報システム」により山梨県へ報告する。
- カ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を山 梨県の指定する方法にて当会又は当市より山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ア 相談窓口の開設方法について、都留市(担当:産業課)と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- イ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ウ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- エ 応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ 周知する。
- オ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策 や相談窓口の開設等を行う。

(5)地区内小規模事業者に対する復興支援

- ア 山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- イ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を 山梨県等に相談する。

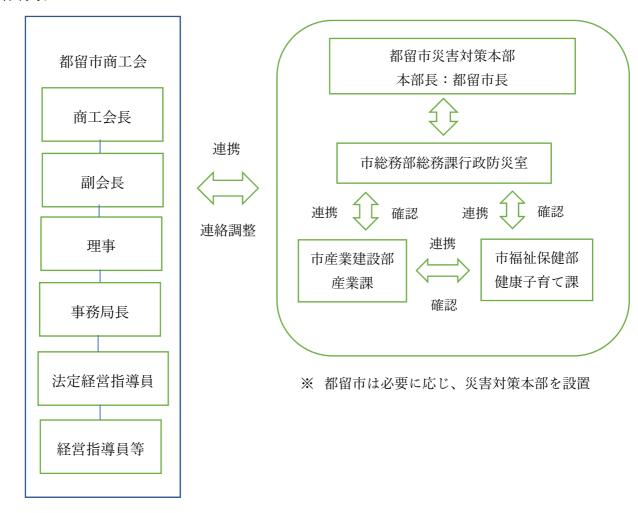
※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

Ⅲ 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

1 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導 員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 若林和彦(連絡先は後述3(1)参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ア 本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- イ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

3 商工会、関係市町村連絡先

(1) 商工会

都留市商工会

〒402-0051 山梨県都留市上谷3-6-38

TEL: 0554-43-1570 / FAX: 0554-45-1644

(2) 関係市町村

都留市役所

〒402-8501 山梨県都留市上谷1-1-1

TEL: 0554-43-1111 / FAX: 0554-43-5049

産業建設部 産業課 商工観光担当

総務部総務課 行政防災室 危機管理担当 福祉保健部健康子育て課 健康づくり担当

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表3)

Ⅳ 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1	必要な資金の額	500	500	500	500	500
	・専門家派遣費	300	300	300	300	300
	・セミナー 開催費	100	100	100	100	100
	・パンフ・チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

会費収入、市補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

V 事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

- 1 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (1) 山梨県商工会連合会

〒400-0035山梨県甲府市飯田2丁目2-1中小企業会館3階

(2) 山梨県火災共済協同組合

〒400-0032 山梨県甲府市中央1-12-37

(3) 東京海上日動火災保険株式会社山梨支店富士吉田支社

〒403-0007 山梨県富士吉田市中曽根3-2-29

(4) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社山梨支店

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-20-5

2 連携して実施する事業の内容

- (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。
- (2) 自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取り組みや対策(生命保険や損害保険、 感染症特約付き休業補償、事業休業、共済加入等)の周知・説明を行う。
- (3) 小規模事業者に対し、BCP の策定による実効性のある取り組みの推進等の支援及び助言を行う。
- (4) BCP 策定に向けての普及セミナーを開催する。
- 3 連携して事業を実施する者の役割
- (1) 損害保険の見直し
- (2) 災害想定時の復旧必要額算定によるBCP 計画等の紹介及び周知
- (3) BCP セミナーの開催
- 4 連携体制図等

